

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名 一般財団法人 共愛会
主たる事業所の所在地 〒708-0332 岡山県苫田郡鏡野町吉原 312 番地
代表者職種・氏名 理事長 藤本宗平
電話番号 0868-54-0312

2. 事業所の名称及び所在地等

事業所名： 小規模多機能型居宅介護 気楽亭
所在地： 〒708-0332 岡山県苫田郡鏡野町吉原 336 番地
電話番号： 0868-54-5131 FAX 番号： 0868-54-5132
サービスの種類： 指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域・自宅で暮らしたいと望む要介護者に対し「通い」を中心に、必要に応じて「訪問」や「宿泊」を組み合わせ、馴染みの関係で日常生活の支援及び機能訓練を行なうことにより、利用者の有する能力に応じて、自立した在宅での生活が継続できるよう支援することを目的とする。

運営の方針

①指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の実施にあたっては、在宅ケアのニーズを把握し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるように、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせて在宅支援を行なう。

②当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

③事業者は運営会議を設置し、運営上必要な事項について適宜協議する。

24 時間 365 日対応できる体制を整備する。

4. 職員の種類と員数

管理者：1 名 介護支援専門員：1 名
看護師又は准看護師：1 名以上 介護職員：7 名以上

5. 営業日及び営業時間

営業日： 365日(年中無休)

営業時間： 24時間

6. サービスの概要

登録定員： 29名

通常の事業実施地域： 芳野・郷・大野・香南・小田・中谷(入・山城)在住の人。
事情によりこの限りでない。ただし、鏡野町内在住の人。

通い： 1日あたりの定員は18名。

事業の提供場所において食事・入浴・排泄等の介助及び機能訓練を実施します。

訪問： 通いと宿泊サービス利用時間外で、必要に応じて利用者様の居宅を訪問して、必要な介護を提供します。

宿泊： 1日あたりの定員は6名。

利用者様の心身の状況・置かれている環境等の必要に応じ、事業の提供場所において宿泊サービスを提供します。

※緊急時は上記の限りではありません。

7. 介護サービスの提供方法

(提供方法)

サービスの提供に際し、あらかじめ重要事項説明書・事業所専属の介護支援専門員による居宅サービス計画を作成する等の説明を行い、同意を得たうえに開始します。

小規模多機能型居宅介護サービス計画書・介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画書に沿って、介護サービスを実施します。

(介護計画の作成)

事業所の介護支援専門員により、利用者の心身の状況・家族の状況等をアセスメントし、居宅サービス計画を作成するとともに、それに基づいた小規模多機能型居宅介護サービス計画書及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画書を作成します。

8. 利用料

介護保険給付の適用 あり

単位及び料金

1月単位の定額制 注1:登録期間が1月に満たない場合は日割り計算

注2:自己負担額1割の方は括弧内の金額

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

要支援1 3,450単位/月 (3,450円)

要支援2 6,972単位/月 (6,972円)

要介護1 10,458単位/月 (10,458円)

要介護2 15,370単位/月 (15,370円)

要介護3 22,359単位/月 (22,359円)

要介護4 24,677単位/月(24,677円)

要介護5 27,209単位/月(27,209円)

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

要支援1 3,109単位/月(3,109円)

要支援2 6,281単位/月(6,281円)

要介護1 9,423単位/月(9,423円)

要介護2 13,849単位/月(13,849円)

要介護3 20,144単位/月(20,144円)

要介護4 22,233単位/月(22,233円)

要介護5 24,516単位/月(24,516円)

(3) 短期利用居宅介護費(1日につき)

要支援1 424単位/日(424円)

要支援2 531単位/日(531円)

要介護1 572単位/日(572円)

要介護2 640単位/日(640円)

要介護3 709単位/日(709円)

要介護4 777単位/日(777円)

要介護5 843単位/日(843円)

介護保険給付外利用料

食費 昼食 (630円)

夕食 (610円)

朝食 (360円)

おやつ (100円)

宿泊 1泊 (3,500円)

オシメ代 テープオシメ (170円)

紙パンツ (170円)

尿パッド小 (40円)

尿パッド大 (80円)

加算項目

別に厚生労働大臣が定める利用者に対して加算

当事業所が鏡野町へ申請し、許可取得時に加算

① 初期加算: 30単位(30円)/日 最初の利用日から30日間の加算

② 認知症加算(Ⅰ): 920単位(920円)/月

認知症加算(Ⅱ): 890単位(890円)/月

- 認知症加算（Ⅲ）： 760単位（760円）/月
 認知症加算（Ⅳ）： 460単位（460円）/月
 ③小規模多機能型居宅介護若年性認知症受け入れ加算：800単位（800円）/月
 介護予防小規模多機能型居宅介護若年性認知症受け入れ加算：450単位（450円）/月
 ④看護職員配置加算（Ⅰ）： 900単位（900円）/月
 看護職員配置加算（Ⅱ）： 700単位（700円）/月
 看護職員配置加算（Ⅲ）： 480単位（480円）/月
 ⑤生活機能向上連携加算（Ⅰ）：100単位（100円）/月
 生活機能向上連携加算（Ⅱ）：200単位（200円）/月
 ⑥サービス提供体制強化加算（Ⅰ）： 750単位（750円）/月
 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）： 640単位（640円）/月
 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）： 350単位（350円）/月
 ⑦科学的介護推進体制加算： 40単位（40円）/月
 ⑧看取り連携体制加算： 64単位（64円）/日
 ⑨訪問体制強化加算： 1,000単位（1,000円）/日
 ⑩総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）： 1,200単位（1,200円）/月
 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）： 800単位（800円）/月
 ⑪口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）： 20単位/回（6月に1回を限度）
 ⑫中山間地区における小規模多機能型居宅介護の推進
 （1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算）
 ⑬介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）： 月々所定総単位数（総加減算を含む）の14.9%
 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）： 月々所定総単位数（総加減算を含む）の14.6%
 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）： 月々所定総単位数（総加減算を含む）の13.4%
 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）： 月々所定総単位数（総加減算を含む）の10.6%
 ⑭生産性向上推進体制加算（Ⅰ）： 100単位（100円）/月
 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）： 10単位（10円）/月

9. 非常災害対策及び事故発生時対策

（非常災害時対策）

指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、非常災害時は利用者の安全確保を最優先とし、他関係諸機関との連携を密にします。火災等非常事態に備え、防火責任者を任命し消防計画を策定します。また防災委員会を中心に年2回の避難訓練を実施します。

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

当事業所は訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（事故発生時対応）

緊急時・事故発生時の対応方法について、あらかじめ管理者・介護支援専門員・主治医・利用者及びご家族と協議して、指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

看護職員等は、緊急事態及び事故発生が生じた時は、速やかに主治医及び協力医療機関の医師に

連絡し、適切な処置を講じます。しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者・ご家族等に報告します。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行いません。事故の内容により、必要時は保険者である鏡野町へ事故報告する。

(協力医療機関)

芳野病院	鏡野町吉原 312 番地	0868-54-0312
藤本診療所	鏡野町古川 421-5 番地	0868-54-3350
棕代歯科医院	鏡野町古川 416-1 番地	0868-54-0045
石川歯科医院	鏡野町吉原 383-1 番地	0868-54-3290

(協力介護保険施設)

老人保健施設 虹	鏡野町古川 1406 番地	0868-54-3250
----------	---------------	--------------

10. 衛生管理対策

食品その他の設備又は飲用に供する水については衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行ないます。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

11. 秘密の保持

指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密は漏らしません。

事業所職員である期間及び事業所職員でなくなった後においても正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びご家族の個人情報等を漏らすことがないよう指導教育を適宜行ないます。

事業所職員は個人情報保護法に関する誓約書を一般財団法人共愛会に提出します。

12. サービス提供の記録の開示

利用者及びご家族により、サービス提供記録の開示を求められた場合は、利用者様について提供した介護サービスの提供記録を開示します。

13. 高齢者の虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ

- (2) るものとする。)を定期的で開催するとともにその結果について、事業所職員等に周知徹底を図る。
 - (3) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (4) 事業所において、事業所職員等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (5) 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供に、当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを鏡野町に通報するものとする。

1 4. 身体拘束の禁止

原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を個人記録します。

身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1 5. 地域との連携

運営推進会議を2月に1回開催し、事業所のサービス提供回数等の活動報告を行います。その際に、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。運営推進会議は、利用者又はその家族、地域住民の代表者、鏡野町職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成します。

1 6. 利用申込者のサービスの選択に関する書類

事業所内に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる書類①理念、②運営規程の概要、③重要事項説明書、④苦情相談窓口等の掲示及び閲覧ができるよう配慮します。

1 7. 自己評価及び公表

自己評価を行い、これを運営推進会議に報告したうえで公表します。

1 8. 要介護度変更による確認事項

要介護度変更により、利用回数等の変更をお願いする場合があります。

1 9. 業務継続計画の作成等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通い、訪問、宿泊等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

20. 職員の質の確保

当事業所職員の質の向上のために、その研修の機会を確保する。

- ① 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

21. その他運営に関する重要事項（ハラスメント等）

事業者は、適切な通い、訪問、宿泊等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

22. 相談窓口および苦情対応

ご利用者相談窓口

小規模多機能型居宅介護 気楽亭

所在地 苫田郡鏡野町吉原 336

電話 0868-54-5131 FAX 0868-54-5132

管理者 稲岡 浩明（いなおか ひろあき）

下記の行政機関等でも苦情の受付ができます。

①鏡野町総合福祉課介護保険係

所在地 苫田郡鏡野町竹田 660

電話 0868-54-2986 FAX 0868-54-2891

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝は除く）

②岡山県国民健康保険団体連合会

所在地 岡山市北区桑田町 17-5 岡山県国保会館

電話 086-223-8811 FAX 086-223-9109

受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝は除く）

③岡山県社会福祉協議会

所在地 岡山市北区南方 2丁目 13-1

電話 086-226-9400 FAX 086-226-9400

受付時間 午前9時00分～午後5時00分（土・日・祝は除く）

平成 18 年 9 月 3 日より施行

平成 19 年 3 月 1 日改定 平成 20 年 2 月 21 日改定 平成 20 年 8 月 1 日改定

平成 21 年 6 月 1 日改定 平成 22 年 1 月 1 日改定 平成 22 年 8 月 1 日より改定及び介護予防施行

平成 23 年 3 月 1 日改定 平成 23 年 12 月 1 日改定 平成 24 年 4 月 1 日改定 平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 26 年 10 月 15 日改定 平成 27 年 4 月 1 日改定 平成 28 年 4 月 1 日改定 平成 30 年 4 月 1 日改定

平成 31 年 3 月 16 日改定 令和元年 10 月 1 日改定 令和 3 年 2 月 10 日改定 令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 7 月 1 日改定 令和 3 年 9 月改定 令和 4 年 10 月 1 日 令和 5 年 6 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定